

防府市照明都市計画委員会に対する補助金交付要綱

平成22年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市照明都市計画委員会（以下「委員会」という。）に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助対象経費は、委員会が行う事業に要する経費とし、補助金は各年度の予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、当事業を実施する前までに防府市照明都市計画委員会に対する補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、その申請の内容を審査し、適当と認めるときは、防府市照明都市計画委員会に対する補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付決定以後において、委員会から第5条に規定する届出があったとき又は委員会が第8条第1項の各号の一に該当するときは、その内容を審査し、交付決定額を変更することが適当である認めるときは、防府市照明都市計画委員会に対する補助金交付決定変更通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項並びに第2項に規定する交付の決定において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更等の届出)

第5条 委員会は、次の各号に該当するときは、遅滞なく防府市照明都市計画委員会事業計画変更・中止届（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の全部又は一部を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業を中止しようとするとき。

(実績報告)

第6条 委員会は、当該事業年度の補助対象事業が完了したときは防府市照明都市計画委員会に対する補助金事業実績報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市照明都市計画委員会に対する補助金交付確定通知書（第6号様式）により委員会に通知するものとする。

- 2 補助金の交付は、第1項の規定により補助金の額の確定後、委員会からの防府市照明都市計画委員会に対する補助金請求書（第7号様式）により支払うものとする。
- 3 補助金は、第4条に定める交付決定以後、必要に応じ概算払をすることができるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により確定した補助金が、既に交付している補助金の額に満たないときは、その差額を返還させるものとする。

(交付決定の取り消し)

第8条 市長は、委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱又は要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
 - (4) その他市長が交付の決定を取り消すことが適当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の経理)

第9条 委員会は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 委員会は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第10条 委員会は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにしておかなければならない。

(報告及び調査)

第11条 市長は、委員会に対し、当該補助事業について報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

防府市照明都市計画委員会
委員長

防府市照明都市計画委員会に対する補助金交付申請書

防府市照明都市計画委員会に対する補助金交付要綱第3条に基づき、
下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
2 事業計画
3 収支予算

（収入）

項目	予算額	備考
市補助金	円	
	円	
計	円	

（支出）

項目	予算額	備考
	円	
	円	
計	円	

- 4 添付書類 事業見積書等

第 2 号様式（第 4 条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

防府市照明都市計画委員会
委員長 様

防 府 市 長 名 ④

防府市照明都市計画委員会に対する補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市照明都市計画委員会に対する補助金について、下記のとおり決定したので、防府市照明都市計画委員会に対する補助金交付要綱第 4 条第 1 項の定めにより通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 条 件 等

第3号様式（第4条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

防府市照明都市計画委員会
委員長 様

防 府 市 長 名 ④

防府市照明都市計画委員会に対する補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで届出のあった防府市照明都市計画委員会
計画変更
事業の 中止 に基づき、下記のとおり補助金の交付決定額を

変更しましたので、防府市照明都市計画委員会に対する補助金交付補
第4条第2項の定めにより通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

変更前	円
変更後	円
増減額	円

2 条 件 等

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

防府市照明都市計画委員会
委員長

防府市照明都市委員会事業計画変更・中止届

年 月 日付け、指令防商第 号で交付の決定を受

けた防府市照明都市計画委員会事業を 計画変更 しましたので、防府市
中 止

照明都市計画委員会に対する補助金交付要綱第5条の定めにより届け
出ます。

記

1 届出の内容

--	--

2 届出により変更となる補助金の額

変更前	円
変更後	円
増減額	円

3 添付書類 届出の内容に関する書類

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

防府市照明都市計画委員会
委員長

防府市照明都市計画委員会に対する補助金事業実績報告書

防府市照明都市計画委員会に対する補助金交付要綱第6条に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 事業完了日 年 月 日
- 3 事業実施内容
- 4 決算額

（収入）

項 目	①予算額
市補助金	円
	円
	円
計	円

(支出)

項 目	支出額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
計	円

5 添 付 書 類

- ・領収書等の写し

第 6 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

防府市照明都市計画委員会
委員長 様

防 府 市 長 名 ④

防府市照明都市計画委員会に対する補助金交付確定通知書

防府市照明都市計画委員会に対する補助金について、下記のとおり
交付する額を確定したので、防府市照明都市計画委員会に対する補助
金交付要綱第 7 条第 1 項の定めにより通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

補助金交付確定額（A）	円
既交付決定額（B）	円
差引増減額（A）－（B）	円
概算払済額（C）	円
差引精算額（A）－（C）	円

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

防府市照明都市計画委員会
委員長

防府市照明都市計画委員会に対する補助金請求書

防府市照明都市計画委員会に対する補助金交付要綱第7条（第2項・第3項）に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 内 訳 防府市照明都市計画委員会に対する補助金（概算
払・精算払）として
- 3 振込先

金融機関名	銀行		本店
	信用金庫		支店
預金項目	普通・当座	口座番号	
口座名義	フリガナ		
	氏名		